「消費税の軽減税率制度に関する申告書等の様式の制定について」(法令解釈通達)新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後

1 消費税及び地方消費税の(確定、中間(仮決算)、還付、修正)申告書消費税法(以下「法」という。)第43条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》、第45条《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告》又は第46条《還付を受けるための申告》並びに地方税法附則第9条の5《譲渡割の申告の特例》に規定する申告書は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の様式により提出する。

(1)・(2) (省略)

(注) 所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)(以下「改正法」という。) 附則第51条の2第1項≪適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置≫の規定の適用を受ける場合、簡易課税制度を選択している事業者については、(2)の様式、それ以外の事業者については、(1)の様式により提出する。

なお、法第43条の申告においては、改正法附則第51条の2第1 項の規定の適用を受けることができないことに留意する(以下2 において同じ。)。

2 法第43条<u>第4項</u>、第45条<u>第6項</u>又は第46条第3項に規定する申告書に 添付することとされている書類は、次に掲げる申告書の区分に応じ、そ れぞれ次の様式に記載して提出する。

(1) • (2) (省略)

(注) 申告に係る課税期間中又は中間申告対象期間中に地方税法等の 一部を改正する法律(平成6年法律第111号)附則第5条第2項に 規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に

1 消費税及び地方消費税の(確定、中間(仮決算)、還付、修正)申告書 消費税法(以下「法」という。)第43条《仮決算をした場合の中間申告 書の記載事項等》、第45条《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについ ての確定申告》又は第46条《還付を受けるための申告》並びに地方税法附 則第9条の5《譲渡割の申告の特例》に規定する申告書は、次に掲げる場 合の区分に応じ、それぞれ次の様式により提出する。

正

改

(1)・(2) (同左)

2 法第43条<u>第3項</u>、第45条<u>第5項</u>又は第46条第3項に規定する申告書に 添付することとされている書類は、次に掲げる申告書の区分に応じ、そ れぞれ次の様式に記載して提出する。

(1)・(2) (同左)

(注) 申告に係る課税期間中又は中間申告対象期間中に地方税法等の 一部を改正する法律(平成6年法律第111号)附則第5条第2項に 規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に 改 正 後

規定する「経過措置対象課税仕入れ等」、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)附則第4条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」又は同法附則第10条第2項に規定する「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「元年経過措置対象課税役入れ等」がある場合には、(1)及び(2)の様式に代えて、次の1又は2に掲げる申告書の区分に応じ、次の1又は2の様式に記載して提出する。

また、改正法附則第51条の2第1項の規定の適用を受ける場合には、(1)及び(2)の様式に代えて、次の3の様式に記載して提出する。

- 1・2 (省略)
- 3 第4-(13)号様式の「付表6 税率別消費税額計算表〔小規模事業 者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用〕(特別)」
- 3 消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成28年政令第148号)附則 第16条第1項《課税標準の計算等に関する経過措置及び課税仕入れ等に 関する経過措置の適用に関する手続》に規定する申告書に添付すること とされている書類は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の様式 に記載して提出する。
- (1) <u>改正法</u>附則第38条第1項《元年軽減対象資産の譲渡等を行う中小事業者の課税標準の計算等に関する経過措置》の規定の適用を受ける場合

第5-(1)号様式の「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表 [軽減売上割合(10営業日)を使用する課税期間用] (売上区分用)」

改 正 前

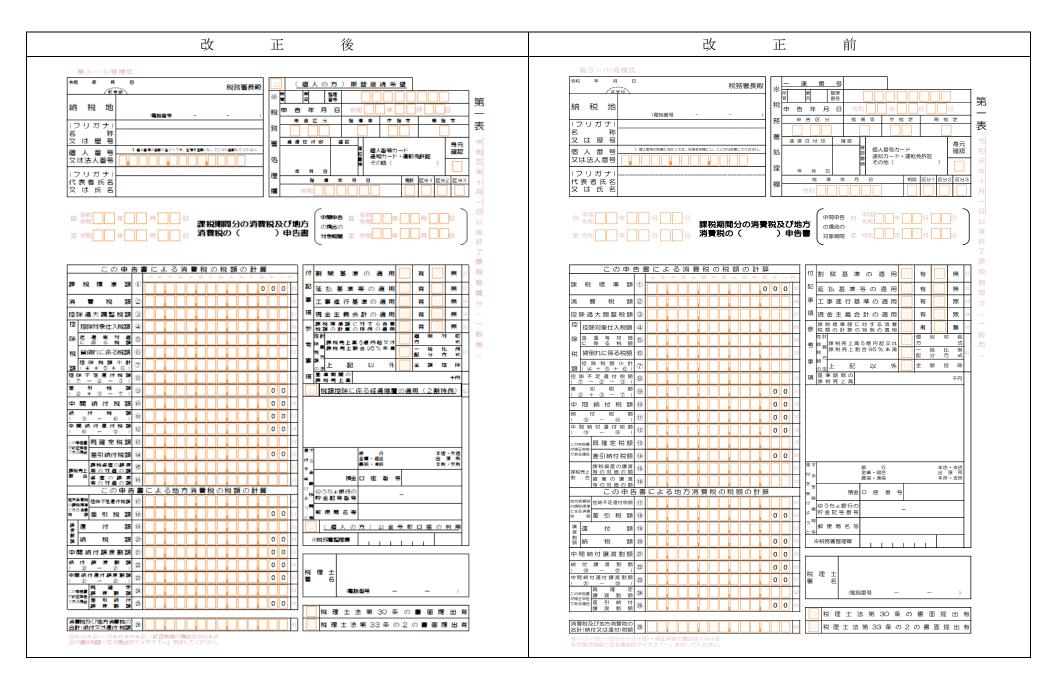
規定する「経過措置対象課税仕入れ等」、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)附則第4条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」又は同法附則第10条第2項に規定する「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「元年経過措置対象課税仕入れ等」がある場合には、(1)及び(2)の様式に代えて、次に掲げる申告書の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。

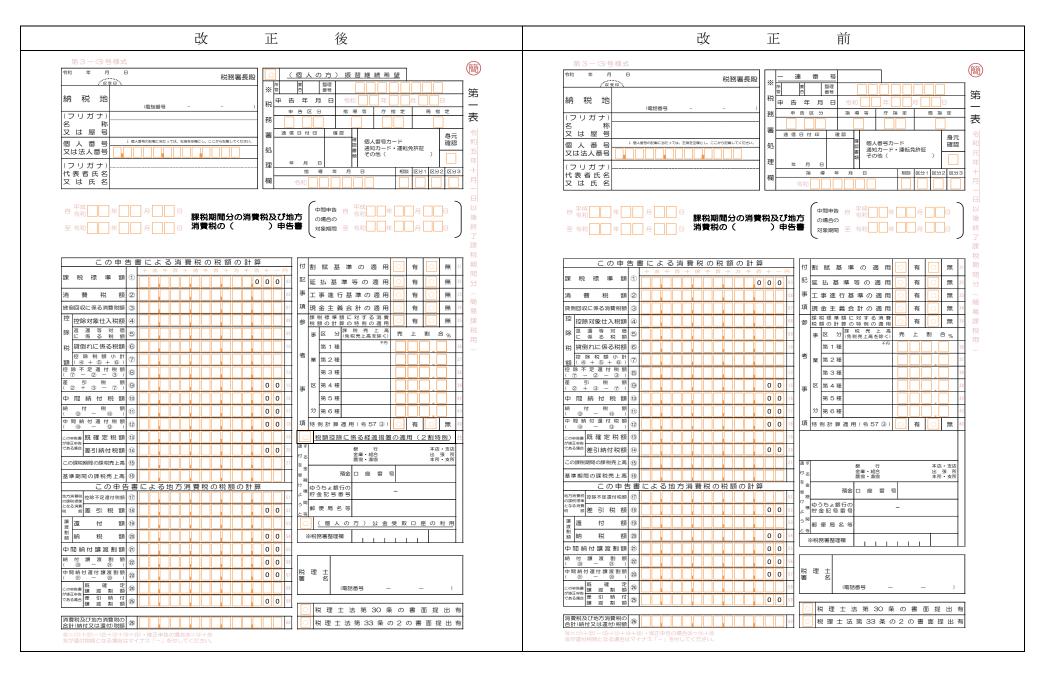
1・2 (同左)

- 3 消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成28年政令第148号)附則 第16条第1項《課税標準の計算等に関する経過措置及び課税仕入れ等に 関する経過措置の適用に関する手続》に規定する申告書に添付すること とされている書類は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の様式 に記載して提出する。
 - (1) 所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)(以下「改正法」という。) 附則第38条第1項《元年軽減対象資産の譲渡等を行う中小事業者の課税標準の計算等に関する経過措置》の規定の適用を受ける場合

第5-(1)号様式の「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔軽減売上 割合(10営業日)を使用する課税期間用〕(売上区分用)」

	改	正	後			改	正	前	
(2) (省略)				(2)	(同左)				





(知言) (
「小規模事業者に保る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用)		
展 税 期 間 ・・・ ・ 氏名又は名称 類皮標準額に対する消費税額及び四除対象化入税額の計算の基礎となる消費税額		
「課税標準額に対する消費税額及び拒除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 日本		
R		
区 分 A B (A+B) 株 税 変 の 訴 波 朝 ① □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		
環 税 資 座 の 鎮 渡 等 ① ① ② □ A 関 (子門本護明治で) □ D 関 (全元展入る3/1/00) □ ロ 関 (全元展入る3/1/00) □ ロ 関 で 京 京 京 の 関 の ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ		
理 税 標 準 額 ② 000 000 000 000 000 000 000 000 000		
理 税 標 準 額 ② 000 000 000 000 000 000 000 000 000		
(②A側×6.24/100) (②A側×6.24/100) (②B側×7.8/100) (②B側×7.8/100) (②B側×7.8/100) (②B側×7.8/100) (②B側×7.8/100) (②B側×7.8/100) (②B側×7.8/100) (②B間×7.8/100) (③B間×7.8/100) (③Bu×7.8/100) (④Bu×7.8/100) (④Bu×7.8/100) (④Bu×7.8/100) (④Bu×7.8/100) (④Bu×7.8/100) (④Bu×7.8/10		
乗 税 標 準 額 に 対 す る 消 費 税 額 ② *********************************		
定例回収に係る消費税額 ④		
後側回収に係る消費税額 ④ 応上 対 値 の 返 遷 等 ⑤ で係 る 消費 税 額 ⑥ 空除対象仕入税額の計算 ⑥ (3 + ⑥ - ⑥ - ⑥ ・ ⑥ 取 ・ ⑥ ・ ⑥ ・ ⑥ ・ ⑥ ・ ⑥ ・ ⑥ ・ ⑥ ・ ⑥ ・ ⑥ ・		
だ 上 対 価 の 返 選 等 G		
空除対象仕入税額の計算		
D 基礎となる消費 税額 ((③) + ④ - ⑤) (3) (3) + ④ - ⑤) (4) (4) (3) + ④ - ⑥ (5) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7		
II 控除対象仕入税額とみなされる特別控除税額 項 目 税 率 6.24 % 適 用 分 税 率 7.8 % 適 用 分 合 計 C A B (A+B)		
項 目 A B (A+B)		
A B (A+B) 参第一次の意識へ		
特別控除税額 (⑥×80%)		
Ⅲ 貸倒れに係る税額		
項 目 税率 6.24 % 適用分 税率 7.8 % 適用分 合 計 C		
A B (A+B) 安第一类の意義へ		
資倒れに係る税額 ®		
注意 金額の計算においては、1円未満の地数を切り捨てる。 (R5.10.1以後終了課税期間用)		

改 正 後	改 正 前
第6-(1)号様式	第6 (1) 号様式
消費税及び地方消費税の更正の請求書 ※順 号 ※整理番号	消費税及び地方消費税の更正の請求書 ※順 号 ※ ※ 単理番号
(フリガナ) 氏 名 個 人 番 号 下記のとおり、国税通則法第 23 条 (消費税法第 56 条) 及び地方税法附則第 9 条の 4 の規定により更正の請求をします。 更正の請求の対象となる 令和 年 月 日から 令和 年 月 日までの課税期間 申告・更正・決定	(フリガナ) 氏 名 個 人 番 号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
納税申告、更正、決定 令和 年 月 日付 更正の請求をする理由、	納税申告、更正、決定 令和 年 月 日付 更正の請求をする理由、 請求をするに至った事情等 ・ <td< th=""></td<>
I	(請求額の明細)
(税) 理 士 署 名	
※税務署 通信 年月日確認 番号 存元 □ 済確認 □ 未済 日付印 年月日確認 番号 確認 □ 未済 □ 済確認 □ 未済 □ □ 計 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	※税務署 通信 年 月 日 確認 番号 タ元 □ 済 権選 ((A,893-)-)・運転カコ (編考 性認 □ 未済 (□ 末済 (□ ま) (□